

令和元年
9月8日執行
大船渡選挙区

岩手県議会議員選挙選挙公報

岩手県選挙
管理委員会
TEL 019-629-5238

大船渡地域と内陸部の均衡ある発展をめざします!

プロフィール
三陸町綾里生まれ
綾里小学校・綾里中学校・
高田高校・明星大学理工学
部卒業
平成20年大船渡市議初当
選連続3選。議会運営委員長、
総務常任委員長を歴任

2013早稲田大学マニフェス
ト大賞優秀政策提言賞受賞、
岩手県野球協会審判指導員、
大船渡市野球協会副理事長

これまでに
大船渡市体育協会常務理事、
大船渡商工会議所青年部会
長、岩手県商工会青年部連合
会副会長、大船渡高校PTA会
長、大船渡市消防団第十分団
長を歴任

▶人が集う大船渡

観光・交流人口の拡大・インバウンド受け入れ

三陸縦貫道完成により、道の駅を入口として観光・交流人口を増やします。

農林水産業の就業支援・食料供給県の推進

公的制度や規制緩和により就業支援や農家・漁家の生産性向上に繋がります。

▶にぎやかな大船渡

ILC誘致対応・アクセス環境の整備・気仙の連携

気仙地域の連携を軸として道路の改良やILCへの対応、企業誘致を図ります。

まちなか活性・スポーツ環境の整備

行政支援による中心部にぎわい創出、スポーツ環境を整備し県大会、合宿誘致。

▶あんしんな大船渡

災害に強いまちの構築

復興事業の完遂・被災跡地の有効利用。被災を後世に語り継ぎ風化させません。

子育て・介護・医療の充実

行政支援で、産みやすく育てやすい、老後が安心できる制度の拡充を行います。

市議員3期の経験を県政に活かします。



いとう
りきや
伊藤力也



岩手県議会議員候補者
千葉さかり

若さと行動力で市民の
みなさんの想いを県政に!
ともに未来を築きましょう!

◆子育て支援の充実や
若者の活躍推進

◆高齢者や障がい者が安心して
いきいき暮らせる地域づくり

◆地域医療の安全安心の
確保と充実

◆教育・文化・スポーツ等の
振興による豊かな人づくり

◆活力ある産業振興による
地域経済の活性化

◆災害に強い強靱な
防災まちづくり

◆港湾振興による物流の活性化

◆ILC誘致実現による
地域の活性化

◆復興後の新たな気仙沿岸地域の
創造に向けた基盤整備の推進

岩手県議会議員の選挙区は次のとおりです。自分の選挙区を確認しましょう。

選挙区名	区域
盛岡	盛岡市
宮古	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、 普代村
大船渡	大船渡市
花巻	花巻市
北上	北上市、西和賀町
久慈	久慈市、野田村
遠野	遠野市
一関	一関市、平泉町

選挙区名	区域
陸前高田	陸前高田市、住田町
釜石	釜石市、大槌町
二戸	二戸市、一戸町
八幡平	八幡平市、葛巻町、岩手町
奥州	奥州市、金ヶ崎町
滝沢	滝沢市、雫石町
紫波	紫波町、矢巾町
九戸	軽米町、九戸村、洋野町

自分の選挙区以外の候補者名を記載した投票は無効となりますので注意してください。

令和元年
9月8日執行
大船渡選挙区

岩手県議会議員選挙選挙公報

岩手県選挙
管理委員会
TEL 019-629-5238

投票日は、9月8日(日)です。

投票時間は、市町村によって異なりますので、入場券・市町村広報などで確認されるか、市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

○ **知事選挙** は、**白色** の投票用紙です。

(期日前投票又は不在者投票の場合は、候補者一人の氏名をはっきり書きましょう。)

(当日(9月8日)投票の場合は、候補者一人の氏名の上の欄に、○をはっきり書きましょう。)

○ **県議会議員選挙** は、**うすい黄色** の投票用紙です。

(候補者一人の氏名をはっきり書きましょう。)

～9月8日(日)に予定のある方へ～

期日前投票制度を活用しましょう!

- 次のような方は、期日前投票ができます。
 - ・ 投票日に、お仕事や冠婚葬祭などの予定のある方
 - ・ レジャーやお買い物などの私用で、投票日に投票区内にいない方
- 期日前投票は、投票日の前日の9月7日(土)までできます。
- 期日前投票は、名簿登録地の市町村の期日前投票所で行うことができます。
(各市町村の期日前投票所の一覧を、岩手県知事選挙の選挙公報にも掲載しています。各期日前投票所の開設時間等の詳細については、市町村の選挙管理委員会にお確かめください。)
- 期日前投票所へ行き、宣誓書に記入すれば投票できます。ハンコは必要ありません。

～最近、県内で引越しをされた方へ～

最近、岩手県内の市町村間で引越し等により住所を異動した方については、投票の方法が通常と異なることがありますので、ご注意ください。

- **該当する方**
令和元年6月2日以降に岩手県内の市町村間で住所を異動された方
ただし、転出先(今の住所地)が山田町の場合は6月3日以降に住所を異動された方が対象となります。
- **投票方法**(次の3つのいずれかの方法となります。)

方法	投票できる日	投票場所
① 前の住所地(直近で3ヶ月以上住所を有していた市町村)で投票	投票日当日	前の住所地の投票所
② 前の住所地で期日前投票	投票日の前日まで	前の住所地の期日前投票所
③ 今の住所地で不在者投票	投票日の前日まで	今の住所地の不在者投票記載場所

※不在者投票をする場合、前の住所地の市町村の選挙管理委員会に、あらかじめ投票用紙等を請求する必要があります。

- 投票の際には、各市町村の役場等で発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」(無料)の交付を受けるか、投票所又は不在者投票の投票用紙の請求の際に、引き続き県内に住所を有することの確認を求める必要があります。
- 詳しくは、各市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。